

【 建設交通部 】

件 名	住宅課の対応について
<p>申立概要 【受理 2.6.3】</p>	<p>府営住宅の防犯カメラ映像の保存を住宅課に依頼したところ、当日の 19 時頃、住宅課職員 2 名がドアをノックし、無記名のメモが投函されていた。後で確認すると、当日の 17 時頃に住宅課からのメールで「今から自宅に伺う、都合が悪ければ連絡がほしい」とのことであった。メールはいつでも見られるわけではなく、住宅課は管理規程に定められた誠実かつ迅速に対応することもせず、無視し続けている。</p> <p>さらに、府庁での面談についても、当日 2 時間前に設定するという非常識な対応であるため調査願いたい。</p>
<p>確認事項 【通知 2.9.11】</p>	<p>以下のとおり確認した。</p> <p>住宅課が申立人宅を訪問する旨のメール送信が直前となったのは、申立人から面談日時はいつでも構わないという返信があり、急ぎの様子であったことから、少しでも早い時期に面談できるよう調整した結果、当日夕方に担当者の時間が確保できたため、17 時前にメールを送信して現地に向かったものであり、住宅課としても現地で設備の被害の有無を確認しておく必要があったためである。</p> <p>また、府庁に面談室を設けている旨の住宅課のメール送信が直前となったのも、少しでも早い時期に面談できるよう調整し、面談場所を確保したものであり、いずれについても、申立人に面談を強制するものではなかったとしている。</p> <p>なお、電話等ではなくメールで連絡したのは、従前から、申立人から面会や電話による対応ではなく、メールでの対応を求められていたためであった。</p>